

名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 24 条（スライド条項） による増額変更に係る実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更を必要とする工事について、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 24 条（以下「スライド条項」）の規定により請負代金額を増額変更する際の取扱いを定めるものである。

（請求方法）

第 2 条 受注者は、自ら把握している残工事について変動後の単価で見積りを行い、変動額が 1000 分の 15 を超えている場合に別紙様式によりスライド条項の適用を請求できるものとする。

（適用対象工事）

第 3 条 スライド条項の適用対象工事は、受注者から請求のあった工事のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 契約締結日から 1 2 か月を経過していること。ただし、既にスライド条項により請負代金額の変更を行っている場合は、次号に規定するスライド基準日（直前のものに限る。）から 1 2 か月を経過していること。
- (2) 残工事の工期が、スライド条項に基づく請負代金額変更の基準日（原則として、受注者からの請求があった日とする。以下「スライド基準日」という。）から 2 か月以上あること。
- (3) 受注者からの請求を基に名古屋市上下水道局（以下「局」という。）が積算した残工事の請負代金の変動額が、1000 分の 15 を超えていること。

（残工事量の算定）

第 4 条 残工事量の算定は次のとおり行うものとする。

- (1) 出来形数量の確認は、数量総括表に対応して行う。
- (2) 先行指示されている設計量については、変更契約を行っていないものについても算定の対象とする。
- (3) 材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。
- (4) 受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含める。

（協議開始日）

第 5 条 スライド額の協議開始日は、受注者からの請求日より 7 日以内に通知する。

(スライド対象項目)

第6条 スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料単価並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行い、歩掛の変更については考慮しない。

(スライド単価)

第7条 スライド額の算定には、スライド基準日直近において名古屋市上下水道局が定める単価又はスライド算定用の単価(工事科目ごとに設定した物価変動率を含む。)を用いるものとする。ただし、特別調査及び見積価格による単価等、再調査、再見積に多大な労力、日数が必要となるときは、当該単価による工事費が工事費全体に占める割合が大きい場合を除き、当初採用単価によるものとする。

(スライド額の算定)

第8条 スライド額の算定は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)] \quad (\text{ただし、} P1 < P2)$$

S ; スライド額(増額)

P1 ; 変動前の残工事代金額(請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)

P2 ; 変動後の残工事代金額(スライド基準日の賃金、物価を基礎として算出したP1に相応する額)

($P = \alpha \times Z$ α : 変動前の請負代金額/変動前の総設計金額、Z: 積算額)

(スライド額の協議)

第9条 第5条に定める協議開始から14日を経過しても、スライド額についての受注者との協議が整わない場合には、スライド額を定めて受注者に通知するものとする。

(契約の変更)

第10条 スライド条項の適用による契約の変更は、工期末又は年度末までに、他の設計変更(精算変更を含む。)と合わせて行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

(様式)

年 月 日

上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

工事の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について(請求)

標記について、賃金又は物価の変動により、下表のとおり 1.5%を超える工事金額の変動がありましたので、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 24 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

1. 工事件名

2. 増額算定表

現請負金額	残工事 割合	増額割合 ③/②
	%	%
変動後残工事金額①	変動前残工事金額②	差額③=①-②

※ 上記の金額の根拠資料として下記資料を添付のこと

- ① 残工事代金額内訳書及び変動後の残工事代金額内訳書等
- ② 出来高調書、出来高内訳書等
- ③ その他必要な資料